

弾力的運用許可学校の新設について

東戸倉一丁目6番地以上の区域について、通学距離、通学上の安全配慮を目的に指定されている第六小学校（指定校）のほかに、隣接している学区の学校として、第三小学校（弾力的運用許可学校）が選択できるようになります。

【選択可能学校】

住 所	学区内の小学校 (指定校)	選択ができる小学校 (弾力的運用許可学校)
東戸倉一丁目6番地以上	第六小学校	第三小学校

運用開始：令和9年4月1日から

対 象 者：東戸倉一丁目6番地以上に居住している令和9年度以降の新入学、転入学等の児童

